

# 経済産業省

20230621 貿局第3号  
輸出注意事項2023第11号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和5年6月30日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和5年7月21日から適用を開始とする。

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現行
<p>0 [略]</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 [略]</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ロ) 輸出許可</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「<u>い地域①</u>」、「<u>は地域①</u>」及び「<u>は地域②</u>」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。</p> <p>(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「<u>い地域①</u>」、「<u>は地域①</u>」又は「<u>は地域②</u>」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。</p> <p>(e) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>別表第1 輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>1～4 [略]</p> <p>別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分</p> <p>1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「<u>い地域①</u>」又は「<u>い地域②</u>」を仕向地とするもの</p>	<p>0 [略]</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 [略]</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ロ) 輸出許可</p> <p>(a)・(b) [略]</p> <p>(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「<u>い地域①</u>」、「<u>は地域①</u>」、「<u>は地域②</u>」及び「<u>り地域</u>」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「<u>い地域①</u>」、「<u>は地域①</u>」、「<u>は地域②</u>」又は「<u>り地域</u>」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。</p> <p>(e) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>別表第1 輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>1～4 [略]</p> <p>別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分</p> <p>1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「<u>い地域①</u>」、「<u>い地域②</u>」又は「<u>り地域</u>」を仕向地とするもの</p>

- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。)
- (10) [略]
- (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの
- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(5) [略]
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの
- (7)～(19) [略]

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	[削る]
アイスランド～タイ	[略]	[略]	[略]	[削る]
大韓民国	○	[略]		[削る]
台湾～その他の地域	[略]	[略]	[略]	[削る]

- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」、「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」、「ほ地域」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。)
- (10) [略]
- (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(5) [略]
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」、「は地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの
- (7)～(19) [略]

(注) 「い地域①」から「り地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	り地域
アイスランド～タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国		[略]		○
台湾～その他の地域	[略]	[略]	[略]	



「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改正後	現行
<p>1 [略]</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可            (1)～(4) [略]            (5) 役務取引の許可            (a)・(b) [略]            (c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。            (d) [略]            (6)・(7) [略]</p> <p>3 [略]            別紙1～別紙4 [略]            参考様式1～参考様式3 [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可            (1)～(4) [略]            (5) 役務取引の許可            (a)・(b) [略]            (c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」、<u>「は地域②」</u>及び「り地域」以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。            (d) [略]            (6)・(7) [略]</p> <p>3 [略]            別紙1～別紙4 [略]            参考様式1～参考様式3 [略]</p>

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改正後	現行																								
<p>I～VI [略]</p> <p>VII 申請書類の記載方法等</p> <p>1 申請関係書類等の記載要領</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧装置納入先の名称、所在地の欄 装置納入先の名称、所在地を記載してください。装置納入先が複数の場合、別紙をご利用ください。ただし、装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」又は本邦である場合は記載を省略できます。</p> <p>⑨ [略]</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>VIII [略]</p> <p>(別表1)～(別表9) [略]</p> <p>[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス</p> <p>[1の項]～[15の項]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">仕向地</td> <td style="width: 15%;">い地域①</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>[削る]</u></td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1項番</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>[削る]</u></td> </tr> </table> <p>[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス</p>	仕向地	い地域①	[略]	<u>[削る]</u>	輸出令別表第1項番				[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>	<p>I～VI [略]</p> <p>VII 申請書類の記載方法等</p> <p>1 申請関係書類等の記載要領</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧装置納入先の名称、所在地の欄 装置納入先の名称、所在地を記載してください。装置納入先が複数の場合、別紙をご利用ください。ただし、装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」、<u>「り地域」</u>又は本邦である場合は記載を省略できます。</p> <p>⑨ [略]</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>VIII [略]</p> <p>(別表1)～(別表9) [略]</p> <p>[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス</p> <p>[1の項]～[15の項]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">仕向地</td> <td style="width: 15%;">い地域①</td> <td style="width: 15%;">[略]</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>り地域</u></td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1項番</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;"><u>[略]</u></td> </tr> </table> <p>[別表B] 特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス</p>	仕向地	い地域①	[略]	<u>り地域</u>	輸出令別表第1項番				[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>
仕向地	い地域①	[略]	<u>[削る]</u>																						
輸出令別表第1項番																									
[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>																						
仕向地	い地域①	[略]	<u>り地域</u>																						
輸出令別表第1項番																									
[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>																						

[1の項] ~ [15の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	[略]	<u>[削る]</u>
	[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>

注1) 別表A及びBにおける「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙で定める国・地域をいう。

注2) ~注4) [略]

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋)

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	<u>[削る]</u>
アイスランド ~ タイ	[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>
大韓民国	○	[略]		<u>[削る]</u>
台湾 ~ その他の地域	[略]	[略]	[略]	<u>[削る]</u>

様式第1 ~ 様式第23 [略]

[1の項] ~ [15の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	[略]	<u>り地域</u>
	[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>

注1) 別表A及びBにおける「い地域①」から「り地域」までの各地域とは、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙で定める国・地域をいう。

注2) ~注4) [略]

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局322号・輸出注意事項62第11号）別表第1の別紙の注抜粋)

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	<u>り地域</u>
アイスランド ~ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国		[略]		○
台湾 ~ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

様式第1 ~ 様式第23 [略]

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改正後	現 行								
<p>I・II [略]</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1. 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 我が国又は「い地域①」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」を仕向地として輸出される場合には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。</p> <p>IV・V [略]</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">貨 物</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">仕向地</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">提出書 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申 請 窓 口</td> </tr> </table>	貨 物	仕向地	提出書 類	申 請 窓 口	<p>I・II [略]</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1. 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> <p>2. 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。</p> <p>IV・V [略]</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">貨 物</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">仕向地</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">提出書 類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">申 請 窓 口</td> </tr> </table>	貨 物	仕向地	提出書 類	申 請 窓 口
貨 物	仕向地	提出書 類	申 請 窓 口						
貨 物	仕向地	提出書 類	申 請 窓 口						



[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	<u>「い地域①」及び「い地域②」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「は地域①」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	<u>「い地域①」、「い地域②」及び「り地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」、「は地域①」及び「り地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「ほ地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は(2)に掲げる貨物	<u>「い地域①」、「ほ地域」及び「り地域」</u>	B1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

輸出令別表第1の7の項(2)、(16)、(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)、第十七号へ(四)、第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))又は第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。))のいずれかに該当するもの	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標	<u>い地域①</u>	T B 1	本省

(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省

準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）に該当する貨物に係る技術（使用に係る技術を除く。）			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつ	<u>い地域①</u>	T A	経済産

準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもの）に該当する貨物に係る技術（使用に係る技術を除く。）			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）若しくは（11）から（52）までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物に係る技術（ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項（17）2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。）	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつ	<u>「い地域</u>	T A	経済産

て、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術			業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物	<u>い地域①</u>	T B 1	本省

て、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	<u>①」及び「り地域」</u>		業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省

等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)に限る。)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TB2	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1又は別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)を除く。)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表2(1(ロ)及び2(ロ)に限る。)に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TB2	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術	<u>い地域①</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]  
 別表2の付表1・別表2の付表2 [略]  
 別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	<u>い地域①</u>	[略]	ち地域	<u>削る</u>
アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	<u>削る</u>
大韓民国	○	[略]		<u>削る</u>
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	<u>削る</u>

別表4 提出書類一覧

1. [略]
2. 【貨物 (別表1に対応)】

提出書類A  
 [略]

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 [略]

提出書類B1～提出書類F [略]

3. 【技術 (別表2に対応)】

提出書類T A [略]  
 [略]

注：申請理由書の「2 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を記載すること。「い地域①」以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又は想定される

外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	T B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]  
 別表2の付表1・別表2の付表2 [略]  
 別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	<u>い地域①</u>	[略]	ち地域	<u>り地域</u>
アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国		[略]		○
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表4 提出書類一覧

1. [略]
2. 【貨物 (別表1に対応)】

提出書類A  
 [略]

注1：申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 [略]

提出書類B1～提出書類F [略]

3. 【技術 (別表2に対応)】

提出書類T A [略]  
 [略]

注：申請理由書の「2 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又



者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

提出書類TB 1～提出書類TE [略]

別表5・別表6 [略]

別記1～別記5 [略]

様式1～様式2 4 [略]

は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

提出書類TB 1～提出書類TE [略]

別表5・別表6 [略]

別記1～別記5 [略]

様式1～様式2 4 [略]